

○国立大学法人筑波技術大学受託研究員受入規則

〔平成17年10月3日  
規則第9号〕

最終改正 平成26年6月25日規則第5号

国立大学法人筑波技術大学受託研究員受入規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）が、他大学等との交流により教育研究の振興に寄与するために、受け入れる受託研究員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「受託研究員」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 教育研究機関受託研究員

- ア 本学以外の国立大学法人、私立大学又は公立大学の教員で、教授研究能力を向上させるため、本学において研究又は研修を行うもの
- イ 独立行政法人国立高等専門学校機構、公立高等専門学校、私立高等専門学校又は専修学校の教員で、教授研究能力を向上させるため、本学において研究又は研修を行うもの

(2) 教員研修センター受託研究員

独立行政法人教員研修センターが行う教職員派遣研修により本学に派遣される者

(3) 一般受託研究員

民間会社、国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、民法第34条の規定により設立された学術に関する法人等その他の団体（以下「民間会社等」という。）の技術者又は研究者として職務に従事している者で、研究能力の向上を図ることを目的として、本学において研究を行うもの

(4) 外国人受託研究員

国際交流の学術研究を推進するために研究活動を行い、又は研修する外国人の研究者で、次に掲げる区分により、本学において研究又は研修を行うもの

- ア 独立行政法人国際交流基金の業務方法書に基づき採用された者
- イ 独立行政法人日本学生支援機構の業務方法書に基づき採用された者
- ウ 本学の国際交流を推進するための経費により学長が招へいした者
- エ 外国政府、国際機関その他公的機関の交流事業に基づき派遣された者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、本学における国際交流の学術研究を推進する上で、学長が適当と認める者

(申込及び許可)

第3条 研究員の所属長から別紙様式により受入れの申込みがあったときは、学長は教育研究に支障がない限り、各教授会等の議を経て、受入れを許可する。

(研究期間)

第4条 研究期間は1年以内とする。ただし、研究の継続の必要があると認めるときは、1年に限り更に受入れを許可することができる。

(受入教員)

第5条 学長は、研究員の研究又は研修の目的及び内容に応じて、本学の教員のうちから指導又は共同して研究する受入教員を定めるものとする。

(研究料)

第6条 本学が徴収する研究員の研究料は、別表のとおりとする。ただし、研究内容等に

より研究料の額を増額する必要があるときは、学長は、派遣機関の長とあらかじめ協議の上、別に定めることができる。

2 納付された研究料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により研究料を増額する場合で、契約書等により別に規定した場合には、当該研究料の一部を返還することができる。

(規則等の遵守)

第7条 研究員は、本学の規則を遵守しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の国立大学法人筑波技術大学名誉教授称号授与規則の規定の適用については、この規則の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この規則は、平成26年6月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別記様式（第3条関係）

受託研究員申込書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

所属機関名又  
は所属会社名  
住 所  
代表者氏名

印

貴学に、下記の者を受託研究員として受け入れを申し込みします。

記

- 1 氏名（ふりがな）
- 2 生年月日（年齢）
- 3 住所
- 4 研究期間中の住所
- 5 所属機関名又は所属会社名  
（所属部局・職名）
- 6 最終学歴（卒業年月）
- 7 職 歴
- 8 研究題目
- 9 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 10 希望指導教員名  
（所属部局・職名）
- 11 備 考

別表（第6条関係）  
受託研究員の研究料

区 分		研 究 料 (税込)		
教育研究機関受託研究員	第2条第1号アに掲げる研究員	教授	月額	28,800円
		准教授	月額	15,430円
		講師	月額	11,320円
		助教・助手	月額	7,200円
	第2条第1号イに掲げる研究員	実験（臨床を含む）系	3ヶ月	111,340円
		非実験系	3ヶ月	55,670円
	教員研修センター受託研究員	実験系	3ヶ月	30,000円
		非実験系	3ヶ月	17,410円
一般受託研究員	民間会社等から派遣される者		長期（6ヶ月以上1年以内）	556,670円
			短期（6ヶ月以内）	278,340円
	農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員		長期（6ヶ月以上1年以内）	556,670円
			短期（6ヶ月以内）	278,340円
	農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3ヶ月以内	139,170円
	農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職員等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員	改良普及員	6ヶ月以内	278,340円
専門技術員及び農業研修教育施設等指導職員		3ヶ月以内	139,170円	

(注) 1 この規則に定める研究員のうち、外国人受託研究員については、研究料を徴収しない。

2 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人とは、次のものをいう。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構，独立行政法人農業生物資源研究所，独立行政法人農業環境技術研究所，独立行政法人国際農林水産業研究センター，独立行政法人森林総合研究所，独立行政法人水産総合研究センター